

改 正 後	一	水力発電所	主要電気工作物	ダム	ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。）及び排砂ゲート（排砂ゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。以下
			主 設 備		
改 正 前	一	「同上」	「同上」	「同上」	ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。）及び排砂ゲート（排砂ゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。以下
				「同上」	

○經濟産業省告示第十八号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十日

経済産業大臣 西村 康稔

主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示

主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

				この号において同じ。、余水路、排砂水路及び魚道並びにダムの護岸
[略]	[略]			
二〇四の二 [略]				
五 風力発電所				
主要電気工作物	主設備			
風力機関	風車(暴風時にヨリ制御を行わない場合にあっては、風向計、風速計及びヨリ駆動装置(旋回のための歯車を除く。)を除く)、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置			
[略]	[略]			
五の二 風力発電設備				
主要電気工作物	主設備			
風力機関	風車(暴風時にヨリ制御を行わない場合にあっては、風向計、風速計及びヨリ駆動装置(旋回のための歯車を除く。)を除く)、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置			
[略]	[略]			
六 [略]				
七 変電所				
主要電気工作物	主設備			
[略]	[略]			

	[略]		この号において同じ。、余水路、排砂水路、流木路、舟ばつ路及び魚道並びにダムの護岸
二〇四の二 五 [同上] [略]	[略]	[同上]	
	[同上]	[同上]	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置
[略]	[同上]	[同上]	
五の二 [同上]	[同上]	[同上]	風車、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置
	[同上]	[同上]	
六 [略] 七 [同上]	[同上]	[同上]	
[略]	[同上]	[同上]	

電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）	〔略〕
分路リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）	分路リアクトル
限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）	限流リアクトル
八・九 〔略〕	〔略〕

電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）	〔略〕
分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
〔新設〕	〔新設〕
八・九 〔略〕	〔略〕

附 則
この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。